

クーリング・オフ通知の出し方

販売会社宛て

はがき裏面

通知書

はがきで8日間に
発信しましょう

次の契約を解除します。

契約年月日
商品名
契約金額 円
販売会社 株式会社〇〇
〇〇営業所
担当者〇〇〇〇
(支払った代金〇円を返し
商品を引き取ってください)

〇〇年〇月〇日
栃木県真岡市〇〇××番地
氏名 〇〇〇〇

はがき表面の宛名は
「株式会社〇〇〇〇
代表者様」と書く

訪問購入の場合は、
「引き渡すみの
〇〇を返還してくだ
さい」とする

クレジット会社宛て

はがき裏面

通知書

次の契約を解除します

契約年月日
商品名
契約金額 円
販売会社 株式会社〇〇
〇〇営業所
担当者〇〇〇〇

〇〇年〇月〇日
栃木県真岡市〇〇××番地
氏名 〇〇〇〇

通信販売など、
クーリング・オフが対象外の
取引もあります。

消費生活センターへ
ご相談ください



クーリング・オフの方法

- ①はがきまたは電磁的記録^(注1)で行う。
- ②はがきの両面のコピーを取り保管する。
- ③郵便局窓口から特定記録郵便や簡易書留など
発信記録が残る方法で送る。
- ④クレジット契約の場合は、販売会社と
クレジット会社の両方へ同時に通知する。
- ⑤関係書類は、少なくとも5年間は保管する。

(注1) 2022年6月から、
電磁的記録で行うことも可能になりました。

電子メール、ウェブサイトのクーリング・オフ専用
フォーム、SNS、ファックス等

- 必ず契約書を確認し、通知先や
具体的な通知方法を確認して通知する。
- 証拠を残すため、
送信メールを保存する、専用フォームを
スクリーンショットで残す。

クーリング・オフの効果

- 支払ったお金は返金されます。
 - 商品は事業者の費用負担で引き
取ってもらえます。
 - 工事が終わっていても期間内で
あればクーリング・オフできます。
- ※違約金は請求されません。

ネット広告
折り込みチラシ
事業者選びは
慎重に！

水漏れ修理

トイレ修理

害虫駆除

解錠

外壁塗装

リフォーム工事

冷暖房・給湯設備修理など

「〇〇の修理を契約したいから来てほしい」と
自分から来訪を依頼した場合は、クーリング・オフ対象外です。

しかし、来訪を依頼した目的とは異なる商品等を勧められて契約した場合は、
訪問販売に該当し特定商取引法にもとづくクーリング・オフが可能です。

事業者紹介サイト 料金一括見積もりサイト 事業者ランキングサイトなど

「ネット検索して見つけた事業者に
水漏れ等の修理を頼んだら高額請求を
受けた」といった、ネット広告などが
きっかけのトラブルが増加しています。

電話1本で即日修理

基本料金〇〇円から

すぐに駆け付けます

今修理しなければ
大変なことになる



依頼前に、周囲に必ず相談し、複数の事業者から見積りを取り、工事内容や費用を確認しましょう。
日ごろから、困ったときのために、地元の信頼できる事業者の情報を調べておくことが重要です。